

最高裁秘書第2001号

令和3年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月21日付け（同月24日受付、第020808号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 判事補の弁護士職務経験制度に関する協議員間の了解事項（片面で3枚）
- (2) 判事補の弁護士職務経験制度に関する協議員間の追加了解事項（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

判事補の弁護士職務経験制度に関する協議員間の了解事項

弁護士任官等に関する協議会において、平成16年6月23日付け「判事補の弁護士職務経験制度に関する取りまとめ」を取りまとめるに当たり、この制度の運用の細目について、双方の協議員において了解に達した事項は、以下のとおりである。

1 弁護士職務経験制度の運用の基本の方針

最高裁判所と日本弁護士連合会は、判事補の弁護士職務経験制度の運用に当たり、その適正な運用を確保しつつ、経験する職務の内容、地域、人数等の面において同制度が充実したものとなるように、「取りまとめ」に基づいて密接に連携を図り、その環境・条件の整備に努めるものとする。

2 弁護士職務経験の開始に至る手順

- (1) 最高裁判所は、日本弁護士連合会に対し、事件処理態勢等を考慮の上、弁護士職務経験を積ませることが可能な判事補の大まかな数及び受入法律事務所の所在地に関する要望を提示するものとする。
- (2) それを受け、日本弁護士連合会は、判事補を受け入れができる法律事務所（受入可能事務所）のリストを作成し、各受入可能事務所の勤務条件その他の情報を記載した文書を添えて最高裁判所に交付するものとする。
- (3) 最高裁判所は、判事補に対し、日本弁護士連合会から提供された受入可能事務所に関する(2)の資料を提示して、希望を募り、判事補がその希望する受入可能事務所との間で円滑に雇用契約を締結できるように努めるものとする。
- (4) 最高裁判所は、日本弁護士連合会に対し、弁護士職務経験をする判事補が内定した段階で、その判事補の氏名、所属庁、司法修習の期及び交渉予定の受入可能事務所を通知するものとする。
- (5) 弁護士職務経験をする予定の判事補は、受入可能事務所と交渉し、雇用契約締結の意思が合致する見通しが立った段階で、最高裁判所にその旨を報告するものとする。
- (6) 最高裁判所は、判事補から(5)の報告を受けて、受入事務所と取決めを締結し、その内容を当該判事補に示して、弁護士職務経験をすることについてそ

の同意を得るものとする。

- (7) 弁護士職務経験をする判事補は、(6)の最高裁判所と受入事務所との取決めに従って受入事務所との間で雇用契約を締結し、弁護士登録を受け、弁護士職務経験を開始するものとする。
- (8) 最高裁判所と日本弁護士連合会は、弁護士職務経験の開始に当たっては、密接に連携を図り、判事補の裁判所事務官への任命と弁護士登録が弁護士職務経験を開始する日を基準にして連続して行われるように、配慮するものとする。

3 弁護士職務経験において取り扱う職務の内容

日本弁護士連合会は、受入事務所に対し、弁護士職務経験をする者が主体的かつ積極的に取り組めるようにするために、国選弁護事件、法律扶助事件、法律相談、当番弁護等も取り扱うことができるよう必要とするものとする。

なお、弁護士職務経験をする者は、裁判所事務官の身分を保有するが、そのことにより弁護士として取り扱うことのできる事件の範囲に制約が及ぶことはない。

4 弁護士職務経験の期間中の勤務条件

弁護士職務経験期間中に受入事務所から支給を受ける給与の水準については、その目安を別に定める方法により確保する。この目安については、情勢に応じ適宜変更を加えるものとする。

5 弁護士登録に伴う負担の取扱い

日本弁護士連合会は、弁護士登録に伴う各種負担のうち、日本弁護士連合会への登録料については免除するための手続をとることとし、弁護士職務経験をする者が所属する単位会への入会金、弁護士会館建設費については当該単位会において実質的な負担が生じないような適切な措置が講じられるように求めるものとする。

6 弁護士職務経験の終了事由

弁護士職務経験の終了事由としては、弁護士職務経験の期間中に弁護士職務経験をする者が受入事務所との間の雇用契約上の地位を失った場合、受入事務所に所属する弁護士のうち、最高裁判所規則で定める一定の地位にある弁護士又は弁護士法人自体がその業務に係る刑事事件で起訴され又は懲戒処分（戒告

を除く。)を受けた場合、当該弁護士職務経験が取決めに反することとなった場合が含まれるものとする。

7 弁護士職務経験の終了に至る手順

最高裁判所と日本弁護士連合会は、判事補の弁護士職務経験の終了に当たっては、密接に連携を図り、弁護士登録の取消しと裁判官への任命が弁護士職務経験を終了する日を基準にして連続して行われるように、配慮するものとする。

8 トラブルが発生した場合の対応

弁護士職務経験をする者と受入事務所との間にトラブルが発生した場合には、最高裁判所と日本弁護士連合会は、適切な対応をするものとする。

9 了解事項の見直し

この了解事項については、制度の運用の実情を踏まえ、適宜見直すものとする。

判事補の弁護士職務経験制度に関する協議員間の追加了解事項

弁護士任官等に関する協議会において、判事補の弁護士職務経験制度の運用の細目について、平成16年11月24日付けで双方の協議員において追加的に了解に達した事項は、以下のとおりである。

1 懲戒等に係る通知

- (1) 最高裁判所は、弁護士職務経験をする者が判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「法」という。）第7条第2項の規定により弁護士職務経験を終了するものとされたとき又は裁判所事務官としての身分を失ったときは、その旨を日本弁護士連合会に通知するものとする。
- (2) 日本弁護士連合会は、弁護士職務経験をする者に対して弁護士法に定める懲戒処分をした場合又は弁護士会が弁護士職務経験をする者に対して同法に定める懲戒処分をした旨の通知を受けた場合であって、あらかじめ本人の同意を得たときは、その処分について最高裁判所に通知するものとする。
- (3) 日本弁護士連合会は、弁護士職務経験をする者から、弁護士職務経験の終了前に弁護士名簿の登録の取消しをすることに関して書類の提出を受けたときは、その旨を最高裁判所に通知するものとする。

2 弁護士職務経験に係る証明書

- (1) 最高裁判所は、弁護士職務経験をする予定の判事補が弁護士名簿への登録を請求する際、その者が法第2条第1項の規定により弁護士となってその職務を行うものとされる予定であることを証する人事局長作成の書面を発するものとする。
- (2) 最高裁判所は、判事補が法第2条第1項の規定により弁護士となってその職務を行うものとされたときは、これを証する事務総長作成の書面を発するものとする。